ジョン・C・カルフーンの国制観を巡る一考察 — 1842年2月の「拒否権に関する演説」を中心に —

朝 立 康太郎

はじめに

アメリカ合衆国憲法が制定された1787年当時、その前文の主語に多くの人々が 戸惑いを覚えたといわれている。マサチューセッツ人やヴァジニア人といった植 民地期以来のローカルな帰属意識が依然として支配的であった当時において、 「我々、合衆国の人民(We, the people of the United States)」という主語を、多く の人々は具体的にイメージすることができなかったというのである。1776年布告 の「独立宣言」がアメリカ合衆国としての独立ではなく、あくまで13植民地の一 斉独立を宣言するものであったことや、1781年に発足した United States of America が文字通り、13の State の連合組織に過ぎなかったことを踏まえれば、合衆国憲 法の制定を積極推進したジェイムズ・マディソンが認めるように、「人民の愛着が 連邦政府の側にではなく州政府の側にある」ことは自明であったり。

このことは、一見すると近代以降に国民国家が出現する際の国民意識形成を巡るパターンにおいて、アメリカ合衆国もまたその例外ではなかったことを物語っているように見えるかもしれない。国民が国家を建設するのではなく、国家建設の後に国民が創造的に実体化され、その存在の歴史的一貫性が、事後的かつ作為的に見出されると同時に、再帰的に内面化されるという前後関係の理解は、従来

¹⁾ A・ハミルトン、J・ジェイ、J・マディソン (斎藤眞・中野勝郎訳)『ザ・フェデラリスト』 (岩波文庫, 1999 年), 204 頁。

のナショナリズム研究において盛んに議論されてきた2)。

しかしながら、合衆国憲法制定時における人々の戸惑いを、国民意識形成を目 指した作為の始まりとしてではなく、18世紀当時の近世的な国家秩序、即ち複合 政体を巡る問題として捉えてみよう3)。周知のように、アメリカ合衆国の国制は、 地方政府と中央政府とが互いに一定の自律性を備えた連邦制国家である。その来 歴については、イギリス帝国内の辺境である北アメリカ13植民地がそれぞれ高度 な自治を行ってきたことに加え 分離独立の主要動機が本国の中央集権への反発 にありながらも地方自治の限界を補う役割として中央政府の設立が必要とされ たことが、これまで繰り返し指摘されてきた。また近年では、当時の確立途上に あった「主権国家体制=ヨーロッパ国際秩序」が生み出す現実政治への対応とし て、中央政府の設立とその維持に迫られたことが強調されている4。いずれにせ よ. ここから見出せるのは. 18世紀後半のヨーロッパ国際秩序の中から. 新たに 独立国家(State)を立ち上げ、その主権を守り抜くにあたって、当時の政治指導 層が辿り着いた現実的な「解」が、中央政府を備えた「連邦共和国 (United States of America) | であったという理解であろう。同時代のヨーロッパ世界を見渡せば、 フランス革命政権が掲げた「単一不可分の共和国」という国民国家モデルこそむ しろ例外であり、どちらかといえば王国、領邦、共和国、都市、聖職者領といっ た規模も性格も実に多様な「政治社会」が礫岩のように複合した国家の形態のほ

²⁾ ナショナリズム研究の中でも、とりわけ「近代主義」の立場が、こうした国民意識の形成過程を強調する傾向がある。代表的な議論として次のものが挙げられる。ベネディクト・アンダーソン(白石隆・白石さや訳)『想像の共同体一ナショナリズムの起源と流行一』(NTT 出版、1997 年);アーネスト・ゲルナー(加藤節監訳)『民族とナショナリズム』(岩波書店、2000 年); $E\cdot J\cdot$ ホブズボーム(浜林正夫・島田耕也・庄司信訳)『ナショナリズムの歴史と現在』(大月書店、2001 年)。

³⁾ 古谷大輔・近藤和彦『礫岩のようなヨーロッパ』(山川出版社, 2016年)。

⁴⁾ イリジャ・グールド (森丈夫ほか訳)『アメリカ帝国の胎動―ヨーロッパ国際秩序とアメリカ独立』(彩流社, 2017年)。

うが多数派といえたり。アメリカ合衆国が連邦制共和国として建国された事実も. このような史的状況に即して考える必要がある。合同を構成する複数の国家 (State)と、それらを統合する中央政府 (Federal Government) の政治権威のどち らをも人民主権で確立する場合、その「人民」は必然的に二重の存在にならざる を得ない。憲法制定時に広がった「戸惑い」は、こうした二重の共和政府の下に 主権者として編成された人々の素朴な反応として見ることができる。

実のところアンテベラム期の全国政治とは、ある意味で近世的な複合政体とし て出発した連邦共和国の国制理解を巡って、対立と妥協が繰り返される過程で あったとも理解できる。たとえば外国人・治安維持法を巡るケンタッキー決議 (1798, 99年)・ヴァジニア決議(1798年)や、1812年戦争の反対集会であった ハートフォード大会で採択された連邦憲法修正案(1814年). またジャクソン政権 期の関税問題を巡るサウスカロライナ州の抵抗(1828-32年)を巡っては、州主 権がその正当性を主張する根拠として持ち出されことがよく知られている。中央 政府(Federal Government)とは、あくまで各州(State)を基礎単位とした合意 (compact) によって成立しており、従って各州が移譲に合意した主権以外、すな わち合衆国憲法に明文化された権限を越えて中央政府が主権を揮おうとする場 合. それに対して各州は「拒否権 | を理論上行使し得る — 連邦法の無効を宣言し 得る ― という主張は、アメリカ史上において繰り返し出現した 「州権論」の論理

⁵⁾ J・H・エリオットは、H・ケーニヒスバーガーの議論に従って、近世の複合国家を二つ のカテゴリーに分けている。即ち、「第一に、ハプスブルク朝のスペイン、ホーエンツォ レルン家のブランデンブルク=プロイセンや、イングランドとアイルランドのように、他 国や海によって隔てられた複合国家」、「第二、イングランドとウェールズの、ピエモンテ とサヴォイア、ポーランドとリトアニアのように隣接する国が作る複合国家」である。ち なみに、「複合国家 | や「複合君主政 | という呼称については、その政治システムがあた かも安定的であるかのような誤解が生じかねないという観点から、その複合性の可変性や 不安定性を強調する呼称 — 例えば 「王朝的集塊 (dynastic agglomerate)」 を用いる向きもあ る。J・H・エリオット(内村俊太訳)「複合君主政のヨーロッパ」古谷・近藤『礫岩のよ うなヨーロッパ』所収、第二章。

である^の。そこでは、19世紀前半には依然として観念的に過ぎた「National な人民」よりも、より具体的で現実的な「State の人民」に主権の根拠が求められた。二重の「人民」を主権者とする二重の共和政府という連邦共和国の国制において、人々はその政治決定を巡る困難な課題と繰り返し向き合うことになったのである。

以上のことから本稿では、18世紀末に出現したアメリカ合衆国を、近世と近代の端境期に出現した複合国家的な独特の国制と捉え、その建国から19世紀前半にかけての歩みの中で、政治決定のプロセスが時代状況の中で如何に問題化し、またその解決について如何なる議論が行われたのかについて明らかにしてみたい。具体的な考察対象としては、アンテベラム期の南部奴隷州を代表する政治家として知られる、ジョン・C・カルフーン(1782-1850年)の国制観を巡る言説に注目する。後述するように、カルフーンに関しては「サウスカロライナの解釈と抗議」(1828年)で唱えられた無効宣言理論が有名であり、その知名度は、関税問題を巡ってサウスカロライナ州と連邦政府の間で軍事衝突の可能性にまで発展した経緯から、例えばダニエル・ウェブスターなどの同時代のナショナリスト政治家らとは対極にある存在というイメージと分かちがたく結びついているように思われる。しかしながら、カルフーンの政治家としてのその後のキャリア、また晩年に執筆し遺作として発表された著作を読む限り、彼もまた、同時代のナショナリスト政治家とは別の形で、アメリカ合衆国の国制について思考を続けた人物で

⁶⁾ なお、実際に拒否権の行使を認めるかについては州権論者の内部にも立場の相違がある。たとえばジェイムズ・マディソンは、ジョン・アダムズ政権下で制定された外人・治安法に対する抗議として、「ヴァジニア決議」を主導するが、その決議文はジェファソンが起草した「ケンタッキー決議」とほぼ同様の州権論によって構成されていたとはいえ、「拒否権」の行使可能性については明確な言及を避け、後にこれを否定している。また、アメリカ合衆国憲法の解釈方法を巡って厳格解釈の立場を採る人々、即ち修正第10条(州および人民が留保する権限の規定)に従って連邦権力の最小化を志向し、可能な限り州単位での自由権の確保を目指す人々を州権論者とするより広義の理解もあり、むしろこうした捉え方がアメリカ史研究においては一般的な州権論といえるかもしれない。例えば建国期から19世紀前半にかけての内陸開発政策における州主権の作用を考察する櫛田久代の研究では、州権論が「反連邦主義(アンティフェデラリズム)」との関係で捉えられている。すなわち、あくまでも憲法体制の枠内において、連邦権力の最小化と州権の最大化を図ろうとするその動きを州権論として把握している。櫛田久代『初期アメリカの連邦構造一内陸開発政策と州主権一』(北海道大学出版会、2009年)。

あったともいえる 7 。本稿では、そうしたカルフーンの国制観を時代状況と関連付けて分析する歴史研究のアプローチを重視し、とりわけ彼が上院議員時代の1842年2月に行った「拒否権に関する演説」に注目してみたい 8 。

- John C. Calhoun, Richard K. Cradle ed., A Disquisition on Government and A Discourse on the Constitution and Government of the United States (Charleston, S.C.: Press of Walker & James, 1851).
- 8) ジョン・C・カルフーンに関する研究成果は膨大な蓄積を誇っているが、ここでは代表 的なものだけを挙げておこう。Charles M. Wiltse, John C. Calhoun, Nationalist, 1782-1828 (Indianapolis, 1944); John C. Calhoun Nullifier, 1829-1839 (Indianapolis, 1949); John C. Calhoun, Sectionalist, 1840-1850 (Indianapolis, 1951). ウィルツェによるこの 3 部作では、タイトルに もあるように、カルフーンの政治家としてのキャリアをナショナリスト、無効宣言論 者、セクショナリストとして分けて網羅的に扱っているが、この分類は今日においても 継承されているといえよう。この他、代表的な伝記的研究として次のものがあげられる。 John Niven, John C. Calhoun and the Price of Union: Biography (Baton Louge: Louisiana State University Press, 1988); Irving H. Bartlett, John C. Calhoun: A Biography (New York: W. W. Norton, 1994). また歴史学的な見地からカルフーンの言説研究を行ったものとして、Lacy K. Ford の研究が挙げられる。Lacy K. Ford "Republican Ideology in a Slave Society: The Political Economy of John Calhoun" The Journal of Southern History, vol. 54, 3 (August, 1988), pp. 405-24; "Inventing the Concurrent Majority: Madison, Calhoun, and the Problem of Majoritarianism in American Political Thought" The Journal of Southern History, vol. 60, 1 (February, 1994), pp. 19-58. また政治学的な見地からの比較的近年の研究として次のものが挙げられる。H. Lee Cheek, Jr., Calhoun and Popular Rule: The Political Theory of the Disquisition and Discourse (Columbia, Missouri: University Missouri Press, 2001); John G. Grove, John C. Calhoun's Theory of Republicanism (Lawrence, Kansas: University Kansas Press, 2016). これに対して、日本にお けるカルフーン研究は決して盛んとは言い難い現状がる。主題的に扱った研究としては、 管見の限り中谷義和の成果が唯一といえる。中谷義和『アメリカ南部危機の政治論-J・ C・カルフーンの理論―』(御茶の水書房、1979年)。またこれより以前に、アメリカ史研 究の大家である斎藤眞によってカルフーン研究が行われたものの,このプロジェクトは残 念ながら中座のままとなってしまった。斎藤真「J・C・カルフーンにおけるナショナリズ ムとセクショナリズム」『国家学会雑誌』第74巻11·12号(1961年), 1-19頁; 「J·C· カルフーンにおけるナショナリズムとセクショナリズム(二)」『国家学会雑誌』第75巻, 第1・2号(1962年), 41-67頁。この他、カルフーンの政治思想や政治経済観を扱った研 究として以下が挙げられる。清水博「1820年代におけるサウス・カロライナの社会経済状 態とカルフーンの政策の転換」『史苑』第 18 巻 1 号 (1957 年 6 月), 1-22 頁。 宮野啓二 「南 部自由貿易論の経済的基礎 — サウス・カロライナ州を中心に — 」都留重人・本田創造・ 宮野啓二編『アメリカ資本主義の成立と展開』(岩波書店、1974年)。清水忠重『アメリカ の黒人奴隷制論―その思想史的展開―』(木鐸社, 2001年)。更に南部奴隷主権力の国制 観を巡る最近の研究成果として、次の研究を挙げておこう。安武秀岳『自由の帝国と奴隷 制』(ミネルヴァ書房, 2011年);遠藤寛文「連邦の統合と「異端」の国家観―無効宣言 論争(1828-33)における強制徴収法案の意義を巡って一」『東京大学アメリカ太平洋研 究』第15号(2015年), 163-180頁。

第1節:アンテベラム期の国制理解を巡るヒストリオグラフィー

まずはカルフーンの言説を検討する上での準備作業として、彼が政治家としてのキャリアを開始した1810年代から1850年までの時代について、全国政治の展開を先行研究の成果に依拠しつつ概観しておこう。わけても、本稿が同時代の国制観の検討を目的とすることと関連して、先行研究が描く時代理解の中に如何なる国制観を見出すことができるかについても注目してみたい。アメリカ史研究のヒストリオグラフィーが帯びている時代性を明らかにすることで、国制観を巡る検討作業それ自体の歴史的位置づけが見えてくるだろう。

アメリカ合衆国史上において、1812年戦争の終結から南北戦争前夜までの時期は、アンテベラム期(戦前期)と呼ばれるが、学術的な手法を通じてその時代の全体像を提示した嚆矢として、20世紀初頭の革新主義史家が挙げられる。時代状況の変化を経済的要因に注目して分析する革新主義史家は、建国後の北部を中心とした地域で進展した工業化や商業化の諸影響を重視しつつ、アンテベラム期をアメリカ民主主義のいわば勃興期として描き出した。具体的には、19世紀に初頭から各州に広がった白人成年男子普通選挙権、政党の組織化と政党制の発達、「叩き上げ」の政治家 A・ジャクソンの大統領就任とその政権運営などをアメリカ政治文化の民主化を巡る代表的事象(「ジャクソニアン・デモクラシー」)として注目する一方、そうした民主化の草の根的担い手である北部労働民衆が、北部の資本家を中心とした「金権勢力」と対立する図式を強調したのであった9。

こうした理解は、21世紀初頭の今日的視点からみれば、階級的対立を軸にしたいささか古びた進歩史観にも見えるかもしれない。とはいえ、彼らが活躍した20世紀初頭は、米西戦争や第1次世界大戦を通じてアメリカの国際社会における存在感が強まる一方、国内では自由放任的な経済発展によって世界第一の工業生産力を実現した裏側で、劣悪な就労条件を巡って労働運動が頻発する騒然たる状況

⁹⁾ Charles & Mary Beard, *The Rise of American Civilization* (New York: The Macmillan Company, 1927); Arthur M. Schlesinger Jr., *Age of Jackson* (Boston: Little, Brown and Company, 1945).

に依然としてあった。代表的な革新主義史家であるチャールズ・A・ビアードは、 代表作である『合衆国憲法の経済的解釈』の冒頭において、その目的を「内容の ない「政治」史から大きな政治的動きを条件づける現実的な経済諸力の研究へと 関心を移すのに励みとなるよう」「歴史研究の新方向を示唆すること」と述べてい る¹⁰⁾。ここには、アメリカ合衆国の政治力と経済力が世界的に興隆しつつある時 期にあって、その歴史的局面を学問的に説明づけようとする時代的要請を読み取 ることができるだろう。

これに対して、第二次世界大戦以降には、革新主義史家が強調した北部労働民衆と「金権勢力」の対立関係に否定的な見解を示し、むしろ両者の同質性を強調する「コンセンサス史家」が登場する。例えばリチャード・ホフスタッターは、ジャクソン大統領が「農民・職人・労働者」の代弁者というよりも、新興実業家のそれであったあったとし、アンテベラム期に出現した政党政治の対立構図を巡る理解に修正を追った「い。「コンセンサス史家」の代表作ともいえる『アメリカ自由主義の伝統』を著したルイス・ハーツによれば、「封建制度の段階を飛び越えている」本来的な自由主義社会のアメリカには、思想上の本質的な対立など存在しなかった「2」。ビアードに代表される革新主義史家が見出した、アメリカ史上における様々な対立構図は、例えばそれが合衆国憲法制定を巡るフェデラリストとアンチ・フェデラリストの間のそれであっても、また19世紀前半の政治の民主化を背景とするホイッグとデモクラットの間のそれであっても、いずれにせよその対立は表面的に過ぎず、また思想的には自己矛盾に満ちたものでしかなかった。ハーツによれば、「自然的自由主義」のアメリカにおいて、本来的な意味での社会

¹⁰⁾ チャールズ・A・ビアード (池本幸三訳) 『アメリカ合衆国憲法の経済的解釈 アメリカ 古典文庫-11』 (研究社, 1974 年), 29 頁。

¹¹⁾ R・ホーフスタッター (田口富久治・泉昌一訳) 『アメリカの政治的伝統―その形成者たち― I・II』(岩波書店, 2008 年), 22-128 頁 (原著: Richard Hofstadter, *The American Political Tradition and the Men Who Made It*, 1948)。

¹²⁾ ルイス・ハーツ (有賀貞訳) 『アメリカ自由主義の伝統』 (講談社学術文庫, 1994 年), 18 頁 (原著: The Liberal Tradition in America: An Interpretation of American Political Thought Since the Revolution, 1952)。

闘争や社会革命は存在し得ないのであった13)。

こうした「コンセンサス史家」の理解を、第二次世界大戦後の国際社会でアメリカ合衆国が果たしていた役割と結びつけることは無理からぬことであろう。二度の世界大戦によって没落の色を強めたヨーロッパ世界を尻目に、冷戦下において自他共に認める自由主義陣営の旗手として振る舞う中で、その社会では新たな自国史の再解釈が行われることになったのである。

とはいえ、一見すると対照的に見える革新主義史家とコンセンサス史家の歴史理解であるが、実のところ両者には、アメリカ合衆国の国制を巡る認識論的な地平を見言い出すことができる。階級的対立を通じた民主主義の発展史を描くにせよ、また「自然的自由主義」の歴史的な一貫性を説くにせよ、いずれにせよそこに共通しているのは、各々が観察する20世紀アメリカ合衆国の国家的な現実を遡及的に説明する姿勢である。近代歴史学が国民国家の学知として誕生したことは周知であるが、両者にとってアメリカ合衆国が近代的かつ統一された国民国家であることは、ほとんど疑いが差し挟まれることのない議論の前提条件であった。人民主権に基づく立憲国家のアメリカ合衆国は、確かに近代的な国民国家としての側面を備えている。しかしながら同時に、18世紀末の時代的文脈に則してみれば、その国制は、主権者である人民が地方政府と中央政府との間での二重の存在として位置づけられる連邦共和国として、従ってある意味で近世的な複合国家のモデルに範をとった外観をしていたことも事実である。革新主義史家にせよ、コンセンサス史家にせよ、こうした国制を巡る歴史的問題を各々の議論の枠組みの中で主題的に取り扱おうとする姿勢を見言い出すことは難しい。

実のところ、アメリカ史研究において、こうした独立建国以来の国制の問題に注目が集まるようなったのは、今世紀に入って以降のことであった。とりわけ独立革命・建国期から南北戦争期までの「初期アメリカ史」においては、連邦共和国という独特の国制及び主権のあり方が、黒人奴隷制の問題や西部フロンティア

¹³⁾ 同上, 21-32 頁。

における先住民問題、また国際的な領土問題といった様々な事象の展開とどのよ うに関わっていたのかが徐々に解明されてきた。以下では後段の議論との関係で、 黒人奴隷制の問題を巡る研究動向を一例として挙げてみよう。

先述した革新主義史家やコンセンサス史家にとって、黒人奴隷制度とそれが普 及した南部奴隷州、そしてその政治指導層である奴隷主権力(Slave Power)は、 アメリカ史の展開を説明づける上で重要視される対象となり得なかった。両者に とって黒人奴隷制とは、南部というアメリカ合衆国の「辺境」に広がる「特異な 制度しであり、その墨守を貫こうとする奴隷主権力は、民主主義の発展を阻害す る「南部貴族勢力」か、または「欺瞞的な封建主義」を追求する自己矛盾的な反 動主義者でしかなかった14)。

こうしたアメリカ史における奴隷制南部の周縁的位置づけは、1970年代以降に 進展した多方面からの奴隷制研究とその成果を通じて大きく修正されることに なる15)。わけても、経済史の領域において、近代世界システムにおけるアメリカ 南部奴隷制プランテーションの構造的役割。更には北部の奴隷制プランテーショ ン経営が北部の海運業者や金融資本家との間に構築していた密接な関係につい ての実証的な解明が進んだことは、大きなインパクトを及ぼした。これによって、 奴隷制は従来の南部という「辺境」における「特異な制度」から、同時代のアメ

¹⁴⁾ C・A・ビアード (斎藤眞・有賀貞訳) 『アメリカ政党史』 (東京大学出版会, 1968 年), 85-90頁;ハーツ『アメリカ自由主義の伝統』、207頁。

^{15) 1960} 年代まで、奴隷制下の黒人については人格を奪われた奴隷財産として一面的に描 かれる傾向が強かったといえる。こうした奴隷制理解は、第二次世界体制後のホロコース トや人種主義に対する断罪や反省の雰囲気が依然として強かった当時の時代状況の反映 でもあったが、他方で奴隷自身の主体性や能動性を過小評価している点が早くから W・ E・デュボイスなどの黒人史家によって問題として指摘されていた。そうした中.70年代 以降になると、アイラ・バーリンに代表される新たな世代の研究者によって、奴隷制やそ の下での人種関係を巡る地域的及び時代的な多様性が解明されると同時に、アメリカ史の 展開を理解する上で人種主義が如何に重要な概念であるかが改めて実証的に示されるこ とになった。代表的な文献として以下が挙げられる。Ira Berlin, Slaves without Masters: The Free Negro in the Antebellum South (New York: Pantheon Books, 1975); Many Thousands Gone: The First Two Centuries of Slavery in North America (Cambridge: Harvard University Press, 1998); Generation of Captivity: A History of African-American Slaves (Cambridge: Harvard University Press, 2004) 落合明子ほか訳『アメリカの奴隷制と黒人』(明石書店, 2007年); Making of African America: The Four Great Migrations (New York: Viking, 2010).

リカ資本主義における根幹的な労働制度の一つへとその評価が大きく様変わり したのである¹⁶。

そしてこれと呼応するかのように、今世紀に入る頃から政治史の領域においても、奴隷制南部の周縁的位置づけは大きく見直された。アンテベラム期には、連邦議会における議席数の相対的減少に危機感を強めていた南部奴隷州であったが、上院議会での影響力保持に加え、自由州である北東部や西部の多様で複雑な利害関係を利用して巧みな議会操作を展開したのみならず、司法府や行政府の主導権を握り続けることで、内政や外交を巡る連邦政府の様々な決定を奴隷主権力にとって有利な方向へと導いていた。近年では「奴隷所有共和国(Slaveholding Republic)」と形容されるこうしたアンテベラム期の政治史像は、かつて革新主義史家やコンセンサス史家が描き出したものとは一変しているといってよい。連邦政治における奴隷制問題が、テキサス併合やメキシコ戦争の戦後処理が問題化する1840年代以降に急速に争点化したわけではなく、合衆国憲法制定以来の主要争点であり続けたという理解は、今やアンテベラム期政治史の常識的理解として定着しつつあるといえよう「70」。

ところで、こうした初期アメリカ史における黒人奴隷制や南部奴隷主権力の中 心化が、1970年代以降のアメリカ合衆国が経験した社会の多文化主義化の傾向と

¹⁶⁾ 奴隷制が近代資本主義との関係において無矛盾であるに留まらず、その展開と拡大にとって不可欠な制度であったことは、1940 年代からエリック・ウィリアムズによって指摘されていた。Eric Williams, Capitalism and Savery (1944) [中山毅訳『資本主義と奴隷制』(ちくま学芸文庫、2020 年)]。しかしながらウィリアムズの研究は、当時の人種差別的な学会状況と、それに起因する資料的な制約により、1960 年代以降に従属論や世界システム論が唱えられるようになるまで、長い間等閑に付されてきた。近年では、奴隷制と近代資本主義の関係性を巡る「ウィリアムズ・テーゼ」は、アメリカ史研究においても常識となっている。Brian Schoen, The Fragile Fabric of Union: Cotton, Federal Politics, and the Global Origins of the Civil War (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2009); Sven Beckert and Seth Rockman eds, *Slavery's Capitalism: A New History of American Economic Development* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2016).

¹⁷⁾ Don E. Fehrenbacher, The Slaveholding Republic: An Acount of the United States Government's Relation to Slavery, Completed and Edited by Ward M. McAfee, (New York: Oxford University Press, 2001); Leonard L. Richards, The Slave Power: The Free North and Southern Domination, 1780-1860 (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 2000); Matthew Mason, Slavery and Politics in the Early American Republic (Chapel Hill: North Carolina University Press, 2006).

密接にかかわっていることを指摘しておきたい。従来の歴史観において「周縁」 におかれてきた諸集団を、主体性を備えた「アクター」として捉え直し、それぞ れの視点から多様な「アメリカ史」を描き出す試みが、公民権運動以後のエスニッ ク・リバイバルやフェミニズムなどの社会運動。また社会的価値観を巡る「文化 戦争|やアファーマティブ・アクションのような歴史的補償を巡る制度的議論の 進展と結びついていたことは想像に難くない。このことは、時に「アクチュアル に過ぎる | と批判されがちなアメリカ史研究の特徴ともいえるかもしれない18)。 とはいえ、国民国家の学知として産声を上げた近代歴史学の出生の経緯を改めて 振り返る時、アメリカ史研究に見いだされる「現在性」を、アメリカ社会の現在 を映し出す鏡として肯定的に捉えることで、学術の営みそれ自体が内包するイデ オロギー性について、新たな知見を引き出すことに資するのではなかろうか。た とえば、黒人奴隷制や南部奴隷主権力の中心化したアンテベラム期のアメリカ史 理解が、その学術的議論の帰結として呼び寄せることになった国制を巡る議論は、 同時に冷戦体制崩壊後の国際関係の再編や、アメリカ合衆国内での多文化主義政 策を巡る「文化戦争」や「ホワイト・バックラッシュ」による社会的分断の深ま りと軌を一にしているようにも見える19)。世界各地の「民族運動」が提起する国

¹⁸⁾ アメリカ史研究の大家エリック・フォーナーは、オクスフォード留学時代に中世史家の ウィリアム・A・パンティンに指導されたエピソードを紹介している。フォーナーによれ ば、ヨーロッパ中世の様々なトピックに関するレポートを毎週準備する課題を通じて、歴 史家としての素養が得られはしたものの、やはり幼少の頃から慣れ親しんできたアメリカ 史をテーマとする研究を選び、コロンビア大学に戻ることを決断したという。その決意を 指導教員のパンティンに伝えたところ、彼はフォーナーに対して「ということはつまり、 君は歴史研究を諦めるということだね」と返答したという。Eric Foner, Who Owns History?: Rethinking the Past in a Changing World (New York: Hill and Wang, 2002), p. 9.

¹⁹⁾ 冷戦崩壊後の 1990 年代には、一方でソビエト連邦の崩壊に伴う旧構成国の独立や新た な連邦の再編が進み、また他方、旧西側地域でも1993年のマーストリヒト条約によって EUが、1994年にはカナダ・アメリカ・メキシコによる NAFTA が成立するなど、国際環 境における地域的統合の再編が起こった。こうした動きと並行した国際秩序の流動的な状 況は、2001年の同時多発テロ事件をきっかけに、アフガニスタンやイラクに対してアメ リカを中心とした国々が行った軍事行動によって政情がより一層不安定化した中東地域 も巻き込んで、21 世紀初頭の今日においても依然として継続しているといえよう。こう した中でアメリカ国内において進行する政治や社会の分極化については、以下の文献を 参照のこと。南川文里『未完の多文化主義―アメリカにおける人種、国家、多様性―』 (東京大学出版会, 2021年); 久保文明ほか編『アメリカ政治の地殻変動一分極化の行 方一』(東京大学出版会, 2021年)。

境再編の問題に加え、国内で進行する地域、人種、性、階級、文化規範といった 多層的な社会の分断は、改めて、現在のアメリカ合衆国が歴史的な偶然性 (contingency) の産物として存立しているに過ぎないという意識を喚起すること になったといえよう。こうした事態がアメリカ史研究に新たな問題意識を生み出 していると考えられる。

先述したように、革新主義史家やコンセンサス史家が提示した「民主主義や自 由主義に特徴づけられたアメリカ」と、「奴隷主権力が支配するアメリカ」では、 全く異なる時代理解と言える。換言すれば、「北部自由州的なアメリカ」と「南部 奴隷州的なアメリカ」という二つの理解が、アンテベラム期の時代像として並び 立っているように見える。こうした現状対して、二項対立的な議論設定に向かう のではなく. 同じ時代の相反する二つの側面を総合的に理解するための一つの術 として、連邦共和国という国制の理解に立ち返る傾向が現れていると考えてみた い。要するに、合衆国憲法制定から南北戦争までのアメリカ合衆国は、State の連 合体としての Union (複合国家) と、統一政体としての Nation (国民国家) とい う二つの国制が入り混じるいわば「汽水域」にあり、Union 的な現実を「南部奴 隷州的なアメリカ」が、Nation 的な現実を「北部自由州的なアメリカ」がそれぞ れ代表していたという理解である。加えて、19世前半は急激な領土拡張期でも あったことから、依然として国境が流動的であったアメリカ合衆国は、同時に領 域的にも様々な可変性に対して開かれていたことも強調されている20。アンテベ ラム期とは、まさしく現在のアメリカ合衆国がその領域と政治システムとを確立 していく重要な時期。すなわち18世紀末から続く「長い建国期」の後半の重要局 面として理解されつつある。

²⁰⁾ 領土拡張期であった 19 世紀前半は、離接する英領カナダやメキシコ、更にはニカラグアやその周辺のラテンアメリカ地域に向けた併合や膨張の動きがあったことが近年の研究では強調される。代表的な研究として以下が挙げられる。Matthew Karp, *This Vast Southern Empire: Slaveholders at the Helm of American Foreign Policy* (Cambridge: Harvard University Press, 2016); Brian Schoen, Jewel L. Spangler, Frank Towers, eds *Continent in Crisis: The U.S. Civil War in North America* (New York: Fordham University Press, 2023). なお、紀平英作による近著では、南北戦争を転換点とした Union から Nation への移行という理解を軸として19世紀アメリカ史が描かれている。紀平英作『奴隷制廃止のアメリカ史』(岩波書店, 2022年)。

とするならば、その時期に争われた国制理解とはどのようなものであったので あろうか。次節以降では、ジョン・C・カルフーンの政治的キャリアを同時代的な 文脈に位置付けつつ、彼の国制理解を巡る言説に注目してみたい。

第2節:ジョン・C・カルフーンのアンテベラム期のアメリカ政治

コンセンサス史家のルイス・ハーツは、ジョン・C・カルフーンが「アメリカ憲 法機構の仕組み」に対して「異常」な「信念」を持ち続けた人物であったとして 次のように論じている。

彼は、あたかも、罪の呵責が己が破壊した物に対する愛惜を増加するように、自己 の諸前提を無効にするような結論のために激しい情熱を燃やした。州「主権」の理念 にしても、それが、およそ何らかの意味をもったアメリカ全土の統合を台無しにする ものであるのに、この理念だけが国家「維持」に貢献し得るという理論を苦労して作 り出し、繰り返し論じている。あるいは、南部が少数派として固定し、北部が多数派 として固定したという考えが南北戦争をひきおこすことになるのに、その基礎の上に 「競合的多数」の構想を樹立し、そのような南北の妥協を一種の牧歌的な言葉で描い ている21)。

ハーツが言うように、カルフーンの思想が「自由主義的過去と反動主義的現在と の両引力によって二分されている | とするならば、彼がその「根本的自己矛盾 | に終生留まり続けた要因は、「アメリカ憲法機構の仕組み」。 すなわちアメリカ合 衆国の国制を巡る可能性にあったといえよう。カルフーンによって精緻化された 州権論が、後にリンカンの大統領当選に絶望したサウスカロライナ州を連邦離脱 へと誘導し、これに多くの南部奴隷州が追随して南北戦争へと至ることから、彼

²¹⁾ ハーツ, 上掲書, 223 頁。

はしばしばセクショナリストとして捉えられがちである。しかしながら、彼が「異常」なまでの「信念」をもって一貫して追求したのは、アメリカ合衆国のあるべき国制であり、また「彼をとらえていたものは、戦争の瀬戸際で止まろうとする哲学者の古典的苦悩」であった²²⁾。この点で彼はある種のナショナリストとしても評し得るのである。以下では、次節における彼の言説分析の準備として、カルフーンの政治家としてのキャリアを概観しつつ、その国制観の輪郭を捉えておこう。

1810年に29歳の若さでサウスカロライナ州選出の連邦下院議員(1811 - 17 年)に当選したカルフーンは、翌年に開かれた1812年戦争前夜の「戦争会期 (War Session) | にて、ヘンリー・クレイらと共に「主戦派(War Hawks) | として 対英強硬論を主張し開戦へと導くと,終戦後は J・モンロー政権の下で陸軍長官 (1817-25年) として国防強化、保護関税、合衆国銀行の設立、内陸開発の推進 といった連邦政府の権限強化に結び付く政策を支持した。カルフーンの述懐によ れば、それは、自身の政治家としてのキャリアにおいて、「アメリカ国民をして外 国の侵略からアメリカの独立を守らしめるよう全力を尽くした時期 | であったと いう。ところが1820年代後半以降は、J・O・アダムズ政権と次の A・ジャクソン 政権において副大統領(1825-32年)を務める中で、関税法(1828, 32年)を巡 るサウスカロライナ無効宣言を擁護したことに代表されるように、連邦議会にて 劣勢化する南部奴隷主権力の代弁者として、その存在感を強めることになる。 ジャクソンと決裂して副大統領を辞した後は、連邦上院議員として、また J・タ イラー政権末期には国務長官(1844-45年)として、南部奴隷主階級の宿願であっ たテキサス併合を推し進める一方で、西部領地への奴隷制拡大を妨げるウィル モット条項や「1850年の妥協」に対して強く反発するなど、終生にわたって南部 奴隷主階級の権益保全に尽力した。再び彼の述懐に従うならば、1825年以降の時 期は「アメリカ国内の立法をして、一部が他の部分を犠牲にする方途に陥らない

²²⁾ 同上, 230 頁。

ようにするというより困難な課題を引き受けた時期 | であった23)。

このように、1820年代半ばを境にして施政方針を極端に転換したかに見えるカ ルフーンであるが、その「転向」要因については、彼自身の大統領職への野心を はじめとしていくつかの観点から説明されてきた24。その真相がどのようなもの であれ、そうした議論が窺えるのは、カルフーンの本来的な姿を1825年以降のそ れに求めようとする傾向である。即ち、奴隷主権力の権益保全こそがカルフーン の核にある政治信念であり、州権論や連邦法に対する拒否権、更には後述する「競 合的多数 | の理論は、その信念を追求するための手段に過ぎないという理解であ る。もちろん、カルフーンが連邦政治において南部奴隷主階級の「代弁者」の役 割を果たしたことは疑いのない事実であるが、それを以って彼を連邦離脱も辞さ ないセクショナリストとして片付けることには留保が必要である。先のハーツの 引用にもあるように、彼は「自己矛盾 | を引き受けつつも、「アメリカ憲法機構の 仕組み | すなわち国制のあり方に異常なまでの信念を持ち続けた人物であった。 そのことは、ジャクソンと決裂し、奴隷主権力のイデオローグとしての印象を強 めた後の1843年に、連邦上院議員を辞して再び大統領選に挑戦しようとした事実 からも垣間見ることができる25)。彼は終生にわたって連邦政治に執着したので

²³⁾ J. C. Calhoun, Life of John C. Calhoun: Presenting a Condensed History of Political Events from 1811 to 1843, Together with a Selection from his Speeches, Reports, and Other Writings (New York: Harper & Brother, 1843), p. 70.

²⁴⁾ カルフーンはジャクソン大統領との間に、公私にわたる問題を抱えていたといわれてい る。例えば第一次セミノール戦争(1816-19)時において陸軍長官であったカルフーンは、 当時将軍であったジャクソンが命令に違反してスペイン領フロリダに侵入した事件を厳 しく非難し厳罰を求めていた。この事実は後にジャクソン政権が誕生して以降に表面化し、 ジャクソンのカルフーンに対する信頼が失墜したといわれている。また第 1 次ジャクソ ン政権の下で国務長官を務めたジョン・イートンの妻(ペギー・イートン)が、過去の不 貞を理由にカルフーンの妻(フローリデ・B・カルフーン)から冷遇された「ペティコー ト事件」も、ジャクソンとカルフーンの関係に破綻をもたらした原因だったといわれてい る。こうした中. ジャクソン大統領の後継を目指していたカルフーンであったが. 1831年 にはその野望を断念し、以後は南部奴隷主階級のイデオローグとしての存在感を強めてい くというのが、従来の個人史で語られてきたカルフーンの「転向」要因である。

²⁵⁾ しかしながら民主党大会にて候補者指名を勝ち取ることができずに選挙戦から撤退し た。その後カルフーンは、ジョン・タイラー政権末期の1844年から翌年にかけて国務長 官を務め、テキサス併合やオレゴン問題を巡る対英交渉に尽力した。

あった。従って問われるべきは、カルフーンの思考において、セクショナリズム とナショナリズムがどのような有機的関係性を形作っていたいのか、換言すれば、 彼はアメリカ合衆国の国制をどのように捉えていたのかを明らかにすることで あろう。

後述するように、1825年以降のカルフーンが繰り返し表明することになる国制 観は、「州権論」に基づいていた。これは、先述したように1798年の「ケンタッキー 決議」や1812年のハートフォード大会でも唱えられたアメリカ合衆国の国制を巡 る基本的な考え方であり、従ってそれ自体は党派性や地域性や超えて、建国当初 のアメリカで広く受け入れられていた国制観であったといってよい。先述した ように連邦政府の基礎的な構成単位を全国的な「人民(People)」ではなく「州 (State) | とし、連邦主権を州主権の部分的な移譲の結果と捉える「州権論 | では、 その主権移譲の契約主体が州であるだけに、例えば連邦政府と州政府の間に著し い利益相反が起こった場合、州は、連邦政府の契約違反(憲法違反)を根拠とし て連邦法の無効を訴えることが理論上可能とされた。またその際、しばしば正当 化の根拠として持ち出されたのが、植民地期における特許状に基づく自治の伝統 や独立宣言(1776年布告)における Sate を単位とした政治的独立、また連合規約 (1781年発効)と連邦憲法(1788年発効)のいずれもがその批准において人民 (People) ではなく State (州) を単位としていた事実など、従来の歴史的経緯で あった。 州権論を唱える人々にしてみれば、State を超えた抽象的な「合衆国の人 民」など現実的には存在せず、連邦政府の正当性を人民主権に求めることなど空 理空論に過ぎなかったのである²⁶。

State の人民を唯一の主権者とし、また State を合意主体の基礎単位として連邦 政府を構想する「州権論」の考え方に基づけば、連邦法に対する「拒否権」や「無 効宣言」はある種の論理的帰結として導かれるものであった。いわゆる関税問題

²⁶⁾ III. Resolutions Adopted by the Kentucky General Assembly, 10 November 1798; Virginia Resolutions, 21 December 1798; Amendments to the Constitution Proposed by the Hartford Convention, 1814; South Carolina Ordinance of Nullification, November 24, 1832.

を巡ってカルフーンが匿名発表した「サウスカロライナの抗議と解説」(1828年) が、後のサウスカロライナ州による無効宣言(1832年)の理論的土台となったこ とをその実例として挙げられよう270。従来は理論上可能とされていた州権論にお ける「拒否権」を、無効宣言という形で実行に点に移した点で際立っていた。と ころで、このサウスカロライナ州の無効宣言を巡っては、連邦政府との対立が深 まる中で同州が連邦離脱を辞さない構えを見せたことから、州権論や無効宣言の 理論それ自体が「反連邦的」との性格付けがしばしば見受けられる。1830年の 「ウェブスター-ヘイン論争」に代表されるように、サウスカロライナの州権論 は、人民主権に基づくアメリカ合衆国の国制を否定する急進的な理論とする理解 は、同時代のみならず21世紀初頭の今日においても繰り返し議論されている。確 かにそうした理解の背後には、1860年12月にサウスカロライナ州が連邦離脱を宣 言する際、州権論が持ち出されている事実があるだろう。国家の分裂とその後の **凄惨な内戦を引き起こした理論は、間違いなく州権論であった。しかしながらこ** こで留意したいことは、カルフーン自身にとって「州権論」とは、あくまでアメ リカ合衆国という連邦共和国の国制を巡る基本的理解の方法であり、同時代的な アメリカ合衆国の国制を全面的に否定し、そこからの離脱を画策するための理論 では決してなかった点である。

実際、カルフーンの州権論的な国制観では、それに従った国制を実現する上で の制度改正が提案されている。即ち、彼は「競合的多数 (concurrent majority)」と いう少数派に対してより包摂的な多数決の方法を採用することによって、州権論

²⁷⁾ そもそも、アメリカ合衆国憲法の制定を推進したマディソンも、『フェデラリスト』の 39 編において次のように論じている。「[アメリカ合衆国憲法に対する]この同意と承認と は、一つの国民として固まっている個々の市民としてのアメリカ人民によってではなく、 各自がそれぞれ属するところの独立したいくつかの邦を形成するものとしてのアメリカ 人民によって、与えられることになっている。つまりその同意と承認とは各邦における最 高権威であるところの人民の権威に基づいた各邦の同意と承認なのである。」 A. ハミル トン・J. ジェイ・J. マディソン (斎藤眞・中野勝郎訳) 『ザ・フェデラリスト』(岩波文庫, 1999), 183 頁。

に基づいた国制の安定化を構想したのであった²⁸⁾。もちろん彼がその国制を通じて保守しようとした「少数派」とは、具体的に南部奴隷主権力であり、その基盤となる人種奴隷制を指しているのであって、人種奴隷制の下で財産として隷属を強いられている黒人はその埒外に置かれた。この一点において、カルフーンが断罪の対象となり続けることは言うまでもない。しかしながら、カルフーンが唱えた国制論それ自体には、アンテベラム期のアメリカ合衆国を歴史的に理解する重要な手掛かりが含まれるといえよう。ジェイムズ・マディソンが『フェデラリスト』で展開した議論の主要な問題関心が「多数派の専制」の抑制であったことは周知であるが、その懸念は白人成年男子普通選挙権が普及すると同時に、自由州と奴隷州との間で白人人口数の格差拡大が急速に進んだアンテベラム期において、より切実さを増したことは想像に難くない。こうした政治環境の下で、カルフーンはナショナリストとして政治キャリアをスタートし、間もなくしてアメリカ合衆国の国制における「少数派」の包摂についての議論が、全国的な注目を集めることになるのである。

それでは、アンテベラム期に政治の「民主化」が進行する中で、表面的にはナショナリストからセクショナリストへの転向を遂げたかに見えるカルフーンのキャリアの変遷に、いかなる連続性を見言い出せるのであろうか。換言すれば、政治決定における多数決の力学が全面化していく中で、「アメリカ国民」として政策判断を下していた彼が、南部人として「少数派」の権益確保を唱えるようになる経緯にどのような一貫性を見出すことができるのであろうか。この点に関して

²⁸⁾ カルフーンは、サウスカロライナの無効宣言を巡る政治的危機への対応が大詰めを迎えた 1833 年 2 月に連邦上院議会で演説を行い、「競合的多数」の理論を説明している。要約すると、競合的多数とは、政治共同体が二つの利益グループに分かれていると仮定した場合、それぞれの利益グループにおける多数派が互いに一致した決定のみが有効になるという考え方であった。具体的には、関税政策を巡って自由貿易を求めるグループと、保護貿易を求めるグループとの間の調和と協調を促進する方法として、競合的多数の理論が提案されたのであった。Richard K. Cralle, ed., The Works of John Calhoun II, (New York: Russell & Russell, 1968), pp. 247-251. (以下、Works of Calhoun と略記)またこの理論はカルフーンの晩年の著作においてより抽象度を増した形で議論されている。ジョン・C・カルフーン(中谷義和訳)『政治論』(未来社刊、1977 年)、32-37 頁 [原著:A Disquisition on Government (1851)]。

注目すべきは、カルフーンが、一方で南部奴隷州という全国政治で少数派に追い やられるセクションを代表しつつ。他方で選出州サウスカロライナでも、同州が 歴史的に抱えていたもう一つのセクションを巡る問題において.同じく「少数派」 の側に置かれた当事者の一人であったという事実である。

カルフーンの地元アヴェヴィルが位置する州内陸部は、植民地時代より、先発 入植地であった沿岸部に比べて、生産基盤や人口構成、また文化的洗練度におい て大きく異なっていた。米作や長繊維綿花の奴隷制プランテーションを中心に、 黒人奴隷人口を多く抱える沿岸部では、貴族的な奢侈と世俗的信仰心に特徴づけ られていたのに対し、後発入植地となった内陸部には、スコッチ・アイリッシュ 系移民を中心とした零細の独立自営農が、強い信仰心を頼りに荒々しい現実を生 き抜く日常が広がっていた。加えて、白人人口の増加という点で内陸部は沿岸部 に対して優勢でありながらも、政治権力は沿岸部の支配階層が完全に独占し、内 陸部には地方政治組織の形成すら認められなかったことから、植民地末期には私 刑法の確立を求めた「レギュレーター運動」が起きた。カルフーンの父パトリッ ク・カルフーンは、スコッチ・アイリッシュ系移民の自警隊隊長としてこの運動 を率いた指導者の一人であり、これを契機に内陸部選出の議員として同地域の代 弁者となった人物である。とはいえ、政治権力を巡る沿岸部の独占状態は独立革 命を経ても抜本的に解消されることなく、1790年の州憲法制定会議で州都の内陸 部コロンビアへの移動が決定されたものの、沿岸部による権力機構それ自体の支 配は続いた29)。

こうした沿岸部と内陸部のセクショナリズムに変化をもたらした出来事が、 1790年代半ばから生じた内陸部への奴隷制綿花プランテーションの拡大であっ た。ホイットニーの綿繰り機発明によって経済合理性が上がった短繊維綿花の生 産は、それまで自給自足的で小規模かつ多角的な経済を営んでいた内陸部に急速 に広がり、市場経済への統合とモノカルチャー化を促したのである。これによっ

²⁹⁾ Rachel N. Klein, Unification of a Slave State: The Rise of the Planter Class in the South Carolina Backcountry, 1760-1808 (Chapel Hill: North Carolina University Press, 1990).

て、従来の自営農民層には両極分解が起こり、カルフーン家のような地域社会の 指導層はプランター化する一方で、多くの下層は貧農として留まるか、州外への 移住を決断するかのどちらかであった。内陸部と沿岸部とを特徴づけていた様々 な対照性は、同じ奴隷主プランターが支配層を構成することにより、相対的に解 消されることになっていったといえよう³⁰⁾。

カルフーンが州下院議員に当選した1808年には、州憲法の修正により、州議会の上院で沿岸部が、下院で内陸部がそれぞれ優位を確保する制度が整えられた。カルフーンは後年、この時の審議を振り返り、「二つのセクションの間に均衡が確立され」、州政府が「州民の一部が他を支配する政府ではなく、全州民の政府となった」と述べている。彼の評価は、不均衡に長年苦しんできた内陸部の宿願が果たされたことよりも、「セクション間の調和と協調とが、瞬時にして回復され」、「わが巧みな憲法によって統一した州民が作られている」ことに向けられている。換言すれば、複数のセクションの統合に際しては、その政治決定が単純多数決によってはならず、セクション間の「調和と協調」とが優先されなければならないとするカルフーンの理解をここに読み取ることができよう31)。

斎藤眞によれば、こうしたカルフーンの政治姿勢は、彼が全国政治において「主戦派」として活動した時期にも一貫して見出されるものであった。1812年戦争の前夜、カルフーンは連邦下院における外交委員会の委員長次席として、対英開戦の必要性を積極的に主張したが、その正当性を根拠づけるために挙げられた国益の侵害及び損害の回復とは、連邦を構成する各セクションに対して目配りを利かせたものになっていた。即ち、表向きの国益侵害として挙げられた通商や航行の自由を巡る海上権についても、また反戦派が指摘した領土膨張(カナダやフロリダ)を巡る野心に関しても、そのいずれをも連邦を構成する各セクションの個別具体的な利害関係で捉え、結論として対英開戦の必要性を説くカルフーンに、単純多数決ではなく「協調と調和」を追求する一貫した姿勢が読み取れるのであっ

³⁰⁾ Mnisha Sinha, The Counterrevolution of Slavery: Politics and Ideology in Antebellum South Carolina (Chapel Hill: North Carolina University Press, 1999).

³¹⁾ Works of Calhoun, I, p. 405.

た。斎藤によれば、「自己のセクショナル・インタレスツの自覚、それと対応する 他のセクショナル・インタレスツの存在の認識。そしてその対立と妥協を通じて の自己のセクションの存続、という意識において、カルフーンは「インター・セ クショナリスト」―ヨーロッパ的意味における「インターナショナリスト」のア メリカ版- | であった 32 。

このように.カルフーンを巡る「ナショナリスト」から「セクショナリスト」 への「変節」に、連続性や一貫性を見出そうとする斎藤の立論は、本稿の問題意 識とも重なり合う部分が多く極めて興味深いだけに、その研究構想が未完のまま 残されてしまったことが惜しまれる。ともあれ、本稿の課題に沿って更に注目す るべきは、カルフーンが同時代のアメリカ合衆国国制の下で、「調和と協調 | の実 現可能性を如何に構想したのかという点であろう。次節では、この点については 1842年に彼が議会で行った演説を分析しつつ検討してみたい。

第3節:「拒否権に関する演説」に見いだされる国制観

本節では、1842年2月28日にカルフーンが上院議会で行った演説に注目してみ たい。

一般にカルフーンが全国政治において注目を集める時期は、1810年代から30年 代初頭であろう。先述したように、この時期にカルフーンは、新世代の「主戦派」 として連邦政治で華々しいデビューを飾った後、モンロー政権下では陸軍長官を、 続いてJ·O·アダムズと A·ジャクソン政権下で副大統領を務めるなど、同世代 のヘンリー・クレイやダニエル・ウェブスターと並んで、同時代の連邦政治を代 表する人物として将来を嘱望されながらも、関税問題を巡ってサウスカロライナ 州と連邦政府が対立を深める中で、南部奴隷州の権益保全に注力する政治家へと 変化を遂げることになる。この点で彼の政治家としてのキャリアにおいてダイナ

³²⁾ 斎藤眞「J・C・カルフーンにおけるナショナリズムとセクショナリズム | 『国家学会雑 誌』第74巻11·12号(1961年)、1-19頁;「J·C·カルフーンにおけるナショナリズム とセクショナリズム (二)」『国家学会雑誌』第75巻, 第1・2号(1962年), 41-67頁。

ミックな時期であったといえよう。

それに対して、基本的に連邦上院議員として過ごした1830年代半ば以降の時期 は、奴隷主権力のイデオローグとしてのイメージが強く、彼の連邦政治を巡る諸 言説に関しても十分な研究関心が集まってきたとは言えない。しかしながらこの 時期は、ギャグ・ルールやテキサス併合の問題、更にはオレゴン問題やメキシコ との外交問題を巡って連邦議会で激しい議論が行われる中で、連邦政治における 南北間のセクショナリズムが以前よりも明瞭な形で追求される時期でもある。こ の渦中でカルフーン自身も大統領への野心を再燃させ、1844年の選挙に挑もうと した。こうした状況下にあって、カルフーンは連邦共和国の国制に対してどのよ うな理解を示し、セクショナリズムの「調和と協調」を構想したのであろうか。 1842年2月に行われたカルフーンの演説は、ヘンリー・クレイが大統領の拒否 権を制限するために行った憲法修正提案への反対意見表明として行われたもの である。具体的には、クレイが、大統領の拒否権を無効化(オーバーライド)す る手続きとして従来求められていた両院における3分の2以上の賛成票を過半 数へと変更すること、即ち大統領の拒否権を単純多数決によって覆すことを可能 とする提案を行ったのに対して、カルフーンがこれに真っ向から反対意見を述べ たのであった。クレイによる提案の直接的な経緯として. 同時期の大統領ジョン・ タイラーが、クレイが推進する国法銀行や関税を巡る議会立法に拒否権を行使し たことが挙げられるが、カルフーンによる反対演説は、そうした個別具体的な政 策論争の域を超えて、彼のアメリカ合衆国の国制観を巡る理解を表明する機会と なったといえよう。

カルフーンにとって、クレイの提案に反対する最大の理由は、それが「単純多数(numerical majority)」の原理に基づいているという事実であった。クレイによれば、「単純多数」に基づく政治決定こそ、議会制民主主義における最も正当な方法であり、立法府におけるその決定が、行政府によって、しかも「絶対多数(absolute majority)」をその無効化の要件とする介入によって覆されることは、アメリカ国制の非民主性を表すものであった。これに対してカルフーンは次のように述べている。

もし上院議員[クレイ]の理論が正しいとするならば、それが実際に実行された場 合、明白かつ確実な結果は、拒否権のみならず、現在の連邦政府を構成している行政 府、上院議会、そして司法府をも一掃することになるだろう。そしてその後の廃墟に 残されるのは、政府全体において、ただ一つ単純多数を構成原理とする下院議会のみ となる³³)。

カルフーンにしてみれば、クレイの言う「単純多数」は、国制の構成原理を巡る 一つの要素に過ぎなかった。選挙人制度という間接選挙の方法を採用する大統領 職、議席配分において定数制を採用する連邦上院議会、そして大統領による任命 と連邦上院の承認によって終身職に就く最高裁判事など、そのいずれにおいても 「単純多数」によってそれぞれの構成員が決定されてはないないというのがカル フーンの主張であった34)。単純多数の決定は、政治共同体全体の利益を反映して いるとは限らず、しばしばその「多数派」に含まれない「少数派」の利害関係を 切り捨てることになりかねない。そうした事態へのいわば「掣肘」として拒否権 が準備されているとするならば、その無効化の要件を「単純多数」にしてはなら ないというのであった。

こうしたアメリカ国制における「単純多数 | の絶対性を否定する主張は、建国 以来、ケンタッキー決議やヴァジニア決議。またサウスカロライナの無効宣言な どで用いられた州権論とは一線を画しているように思われる。即ち、従来の州権 **論は「多数派の専制」への対抗手段として用いられている一方で、拒否権を巡る** カルフーンの議論では、「単純多数」が本来的な「多数派」の構成原理として不十 分であり、従って「単純多数」に加えて、それとは別の多数派の原理が国制に組 み込まれていることを重視する主張が柱となっている。ここで留意すべきは、「単 純多数 | が多数派の専制の手段として否定的に見なされてはいないことであろう。

³³⁾ Works of Calhoun, IV, p. 75.

³⁴⁾ Ibid., p. 75-77.

誤解しないで頂きたいのだが、私は単純多数が主要な要素となる政府の機構に反対しているわけではない。恐らくそうした要素は、我々のような階級を排した全ての人民によって建てられた立憲的な諸政府にとって必要であることは言うまでもない。単純多数は、必然的に我々の共同体において最も強力な利益あるいは合同した諸利益の象徴となり、やがてその優勢が当然のようになると、それ[単純多数]が政府の設立目的を達成する必要な活力となるのである。重要な問題は、全体がその[単純多数の]無制限の支配下に置かれることなく、如何にしてしかるべき優位性をそれ[単純多数]に与えるかということである350。

カルフーンにとって、「単純多数」は人民主権の立憲的政府にとって必要不可欠な決定原理であったが、それと同時に決して唯一となってはならない決定原理でもあった。彼が、「我々の諸政府が備える複雑な制度の中に、政府の危険な傾向を首尾よく阻むために十分な、防護や検査や装置があるだろうか」360と問いかける時、その回答こそが、「単純多数」以外の決定原理を備えることであり、具体的には「単純多数」とは異なる原理一例えばそれは「絶対多数」の原理一によって構成された行政府や司法府が行使する「拒否権」に他ならなかったのである。

加えてカルフーンは、こうした「単純多数」へと傾きがちな立法府に対する行政府の牽制手段の他にも、「拒否権」の「真意」について、それが「政府の行動に必要な支持者の数を増やすことで、人民の基盤を拡大すること」を挙げている³プ。 拒否権の無効化には両院における3分の2以上の賛成票が必要となることから、単純多数による決定内容よりも、より包摂的なそれへと改良されることが予想され、従ってそれは「より完全で理想的」な「多数」に接近するというのである。「単純多数」の原理はそれとは別の「多数」の原理によって補完される必要があった。

ところで、アメリカ国制において「単純多数」の決定原理が支配的になること

³⁵⁾ Ibid., p. 92.

³⁶⁾ Ibid., pp. 92-93.

³⁷⁾ Ibid., p. 86.

を強く警戒するカルフーンの議論は、建国以来繰り返されてきた「多数派の専制」に対する警戒論の反復と捉えきれない側面がある。例えば、彼が連邦議会において「単純多数」の危険性を指摘するに際して、合計で800万の白人人口を有する一従って連邦下院議会に多くの議席を配分された一6つの Sate が連合して賛成すれば、その他の20の State が反対している法案が成立する可能性があるというシミュレーションを披露している³⁸⁾。ここには、ギャグ・ルールやテキサス併合を巡って南北間での利害関係の対立が明確化しつつある現状へのカルフーンの危機感を読み取ることが出来よう。単純多数が支配的になることによって切り捨てられる「少数者」とは、具体的には連邦共和国を構成する各 State であり、それが行き過ぎてしまうと、多数の State の利益の犠牲の上に、少数の State の利益が優先されてしまう事態が発生するというのである。カルフーンにとって、こうした事態の打開にこそ必要な方策が年来の主張である「競合的多数」であり、これによって「人民の声がより完全かつ理想的な形」で実現されるのであった³⁹⁾。

連邦政府が絶対的で唯一の力一それは単純多数の意志である一に接近すればするほど、その行動はますます不穏で異常なものになるだろう。すなわち、派閥や腐敗や無秩序がますます溢れかえることになり、愛国心は日に日に衰え、政府に対する愛着や尊敬は弱体化の一途を辿ることになるだろう。その先に待っているのは、[単純多数の意志が支える]その機構が廃墟と化し、暴力が法と政体に取って代わる未来である40)。

単純多数の原理に一本化された連邦政府の将来をこのように悲観する時、カルフーンが具体的にイメージするのは、「合衆国の人民」が圧政や無秩序に呻吟する場面というよりも、連邦共和国としてのアメリカ合衆国が崩壊する場面であったといえよう。単純多数の原理に貫かれた連邦政府の下で疎外感を深めた各 State は、「政府に対する愛着や尊敬」を失い、やがて連邦国家体制の一員であることを

³⁸⁾ Ibid., p. 84.

³⁹⁾ Ibid., pp. 84-85.

⁴⁰⁾ Ibid., p. 92.

放棄するというのである。こうした事態を避け、各 State の間の調和と協調を維持する方法こそが、大統領の拒否権に代表される「単純多数」に対する掣肘であった。

こうしたカルフーンの議論の土台が、州権論的な国制観に拠っていることはいることは言うまでもない。彼にしてみれば、3分の2を成立要件とする「特別多数」の原理が採用されている大統領の「拒否権」に関して、それを「単純多数」の原理に置き換えるクレイの提案は、建国以来のアメリカ国制に大きな変革を迫る大胆な提案であったに違いない。大統領の拒否権を成り立たせている原理の改変提案は、拒否権それ自体の是非論を超えて、彼の国制観と真っ向から対立するものであった。

確信を伴って人民の声を見出せるとするならば、それはこの国の根本的で恒久的な法であると皆が認める憲法に他ならないと想定してみよう。そうした場合、私たちは更に次のように期待することができるかもしれない。すなわち、上院議員 [クレイ]がいうように、各州の人民が一つの国家(Nation)を本当に構成しているのならば、そしてその国家が自身の意志を備え、数的多数がその国家的意志の唯一の適切かつ真実の機関であるならば、その意志は、圧倒的な多数(absolute majority)を通して宣言され、その文書のあらゆる部分に浸透し、そして憲法全体に権威を刻印していると。果たしてそれは事実であろうか。実際にはそうではない。憲法はその全体において、すなわちその制定や承認、また修正に至る全てにおいて、上院議員 [クレイ]が拠って立つ事実の如何なる痕跡や証拠や経緯をも見出すことができないのである。一つの国家も、その国家的な意志も、そしてその機関としての数的多数についても、何ら見出すことは出来ないのである41)。

カルフーンにしてみれば、合衆国憲法の「制定や承認、また修正に至る全てにおいて」当事者となったのは、「人民」ではなく State であった。State を基礎単位と

⁴¹⁾ Ibid., p. 77-78.

して選出された代表が憲法制定会議を構成し、その批准は State を単位として実 施され、その修正についても、同様に State を単位として行われており、いずれに おいても「国家(Nation)」の「人民」による「単純多数」での決定とはなってい ないというのが彼の主張である。換言すれば、「単純多数」による決定とは、その 前提として. 各 Sate を超えて統合された「人民」と「国家 (Nation)」を必要とす るというのがカルフーンの議論であった。彼にしてみれば、1840年代初頭のアメ リカ合衆国において、その前提条件が成立している事実を見出すことは困難で あった。それでは彼の理解に基づく当時のアメリカ合衆国とは、いかなる国の形 をしていたのであろうか。

我々は一つの国(Union)であるが、それは一つの国家(Nation)を形成すべく社会 契約 (social compact) と呼ばれるものによって結びつけられた個人によって構成され る国ではなく、また現行憲法以前のような単なる連合体 (a mere confederacy) を形作る ために諸政府が集まった国でもない。そうではなくて、一つの連邦共和国(Federal Republic)を形成する確かな書面契約に基づいた各 State による国 (Union) であり、国 を構成する各 State には、同一の平等な諸権利が付与されており、それは各 State を構 成する市民においても同様である。我々は、一つの国家(a nation)である代わりに、 実際的には諸国家の集合であり、諸人民 (peoples) ―本来この単語に複数形は存在し ないが、その使用が許されるのであれば一の集合であって、それぞれが主権を有する 存在として統合されつつも、それぞれが別個に独立した存在でもある⁴²⁾。

カルフーンにとって、主権の源泉たる「人民」は決して二重の存在ではなかっ た。人民とはあくまで各 State の主権者であり、アメリカ合衆国とは、その State が「集合」した連邦国家であった。ただしそれは、1777年の連合規約が批准され ることで成立した「単なる連合体 | としてのアメリカ合衆国ではなく.「連邦共和 国」としてのアメリカ合衆国であった。それでは両者の違いとは何だったのであ

⁴²⁾ Ibid., p. 80.

ろうか。アメリカ合衆国(United States of America)の構成単位を State とする点が両者において共通しているとするならば、最大の相違点は言うまでもなく中央政府(連邦政府)の有無ということになろう。しかしながらカルフーンの演説に沿ってこの点をより敷衍するならば、決定原理の複数性が担保された中央政府の存在ということになるのではなかろうか。単純多数と、それは異なる決定原理の両立こそが、State を基礎単位とする連邦共和国の健全性を担保するというカルフーンの信念を読み取ることは無理からぬことではない。

おわりに

以上のように本稿では、近年の西洋史研究で指摘される近世に独特の「複合国家」という国の形を念頭におきつつ、アメリカ史研究においては奴隷主権力のイデオローグやセクショナリストとして捉えられがちなカルフーンの国制観を再検討してきた。革新主義史家やコンセンサス史家に代表されるように、アメリカ合衆国史は、長きに渡って独立建国時点における近代的な国家統合の実現を前提として議論されてきた経緯があり、19世紀前半までの国制の可塑性や偶然性に重きを置く時代理解に対して関心が集まり始めたのは、今世紀に入って以降のことであったといえる。それは20世紀以降のアメリカ合衆国とそれを取り巻く国際社会の目まぐるしい環境変化が、常に歴史解釈の変更を要請し続けてきた結果でもあった。こうした文脈に沿ってカルフーンの政治家としてのキャリア及び国制を巡る言説に改めて注目する時、アメリカ合衆国史におけるアンテベラム期の時代理解(「長い建国期」)が浮かび上がってくるように思われる。

斎藤眞は、カルフーンのナショナリストからセクショナリストへの移行に連続性を見出す試み中で、若くしてサウスカロライナ内部のセクショナリズムを巡る問題と向き合ってきた経験を重視しつつ、カルフーンにとっては「セクショナル・インタレスツと無縁なナショナル・インタレスツは存在しえなかったし、また他方特定の単一のセクショナル・インタレスツが直にナショナル・インタレスツと

同一化されるべくもなかった」と論じる。こうした議論から、State を連邦共和国 の基礎単位と位置付ける彼の州権論的な国制観に留まらず、「セクション間の複 雑な勢力均衡 | こそがナショナルな問題と認識していた点で、彼が「ハミルトン 的意味においてではなく、マディソン的意味において | ナショナリストであった という理解が導き出されるのである43)。

更に、こうしたマディソンの国制理解の系譜にカルフーンを捉える上で、レイ シー・K・フォードの議論が興味深い。フォードは、革命第一世代のマディソン が「多数派の専制 | を抑制する最も効果的な方法として「領域性 | と「多元性 | の拡大一それは即ち広域的な連邦共和国の形成一を主張し、合衆国憲法の制定 を積極擁護したのに対して、第二世代のカルフーンの時代になると、マディソン が唱えた方法の有効性が著しく低下していく状況があったという。即ち、いわゆ る「市場革命」や「コミュニケーション革命」によって、従来の農村コミュニティ 的な自律性が弱まり、州間もしくはセクション間でのより広域的な利害関係の構 築可能性が高まったことで、カルフーンのような政治家に「多数派の専制」に対 する更なる対策の準備を促すことになったというのである。晩年のカルフーンが 精緻に理論化した「競合的多数」とは、そうした問題意識から導き出されたもの であった44)。

ともあれ、本稿の議論から見えてくることは、「多数派の専制」すなわち「単純 多数 | に対するカルフーンの警戒感は、必ずしも「単純多数」それ自体が人民主 権の連邦共和国において帯びる正当性や有効性の否定にまで及んでいるわけで はないことであろう。もちろん、本稿で注目したカルフーンの連邦上院議会での 演説が、大統領拒否権の正当性を唱える性格でのものであり、従ってある種のレ トリックとして彼が「単純多数」の全面否定を避けたという見方も可能かもしれ ない。しかしながら、最大の好敵手ダニエル・ウェブスターがその追悼演説にお いて、「崇高な愛国心 (exalted patriotism)」の持ち主と称えたカルフーンは、国制

⁴³⁾ 斎藤, 前掲論文(二)。

⁴⁴⁾ Ford, "Inventing the Concurrent Majority: Madison, Calhoun, and the Problem of Majoritarianism in American Political Thought."

に関する精緻な分析に基づいて、憲法体制に既に備えられた政治決定を巡る複数 の原理を見出し、それらの均衡にこそ、連邦共和国における「多数派の専制」の 抑制可能性があることを期待したと考えることも決して飛躍とは言えないので はなかろうか45)。この点で、斎藤の言うように、カルフーンにとってナショナリ ストであることとセクショナリストであることは、完全に連続していたといえる。 従って、カルフーンにとって最も重要な問題は、連邦政治において「単純多数」 の暴走を抑制する.「単純多数 | とは異なる原理で構成された部門や権限が. 州枚 論的な国制の維持のために機能し続けることであったといえよう。近年の「奴隷 所有共和国」というアンテベラム期の政治史理解では、とりわけ行政府や司法府 に対して南部奴隷主権力の強い影響力が及んでいた事実が強調されるが、このこ とは、カルフーンの構想する国制が十全に機能している状況を意味することにも なるだろう。逆に言えば、カルフーンが亡くなった1850年以降、人民主権の原則 が採用されたカンザス-ネブラスカ法に代表されるように.「単純多数」の原理が その影響力を増し、最終的に共和党候補のエイブラハム・リンカンが、自由州の みの支持によって大統領当選を果たしたことは、南部奴隷主権力にとって、カル フーン的な国制観の破綻を意味したに違いない。18世紀末の独立建国以来、連邦 政治の舞台で長く争われてきた国制を巡る論争はここに決着を見せることに なった。この点で、アンテベラム期とは南北戦争によって終幕を迎える「長い建

国期 | として捉えることができる。